

衛生措置等の基準表

基 準		一般	取次所	根 拠
全 体	施設及び車両並びに機械及び器具等を清潔に保つこと	○	○	法3-3-(1)
	居室その他の場所と区分し、かつ、洗濯物の処理を行う場所は他の用途に使用しないこと	○	○	条例2-(1)
	採光、照明及び換気を十分に行うこと	○	○	条例2-(3)
	クリーニング所及び洗濯物の収容容器は、随時消毒し、かつ、ねずみ族及び昆虫の防除を行うこと	○	○	条例2-(7)
	確認済証をクリーニング所内の見やすい場所に掲示するよう努めること	○	○	細則6-2
受 取 ・ 引 渡 場 所	洗濯又は仕上を終わったものと終わらないものに区分しておくこと	○	○	法3-3-(2)
	食品の販売、調理等を行う施設その他相互に汚染の可能性がある施設と同一の施設内に受渡し場を設ける場合は、境界に障壁等を設けること	○	○	条例2-(2)
	床は、耐水性材料を用いること	○	○	条例2-(4)
	洗濯又は仕上を終わったものと終わらないものに区分して収納する棚、容器等を備えること	○	○	条例2-(5)
	指定洗濯物を取扱う場合は、その旨を表示した専用の容器を備えること	○	○	条例2-(8)
洗 濯 場 所	業務用洗濯機を1台以上備えること	○	—	法3-2
	業務用脱水機(脱水機の効用をも有する洗濯機も可)を1台以上備えること	○	—	法3-2
	洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること	○	—	法3-3-(3)
	洗場の床は、不浸透性材料で築造し、適当な勾配と排水口を設けること	○	—	法3-3-(4)
	指定洗濯物を洗濯するときは、その前に消毒すること(消毒の効果を有する洗濯方法により洗濯する場合を除く)	○	—	法3-3-(5)
	溶剤、蒸留残さ物等は、専用の容器に保管すること	○	—	条例2-(9)ア
	溶剤、蒸留残さ物等を保管する場所は、床面に不浸透性材料を用い、かつ、直射日光を遮り、雨水侵入を防止できる構造であること	○	—	条例2-(9)イ
	溶剤としてテトラクロロエチレンを使用する場合は、廃液処理装置及び溶剤蒸気回収装置を設置すること	○	—	条例2-(9)ウ
仕 上 場 所	床は、耐水性材料を用いること	○	—	条例2-(4)
	仕上を終わった洗濯物は、専用の戸棚その他の容器に保管すること	○	—	条例2-(5)
	作業衣は、清潔なものを使用すること	○	—	条例2-(6)
従 事 者 等	施設ごとに、1人以上のクリーニング師を置くこと	○	—	法4
	クリーニング師は、業務に従事した後1年以内に研修を受けること	○	—	法8の2 規則 10 の2-1
	また、その後3年を超えない期間ごとに研修を受けること			規則 10 の2-2
	営業者は、営業開始から1年以内に、業務従事者の1/5人(端数切り上げ)に講習を受けさせること	○	○	法8の3 規則 10 の3-1
	また、その後3年を超えない期間ごとに講習を受けさせること			規則 10 の3-2

法：クリーニング業法

規則：クリーニング業法施行規則

条例：大津市クリーニング所において講ずべき措置に関する条例

細則：大津市クリーニング業法施行細則